

中津川市告示 第22号

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定

振動規制法（昭和51年法律第64条）に基づく規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

（振動の規制地域）

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示（平成24年3月30日中津川市告示第19号）第1条に定める地域とする。

（特定工場等に係る振動の規制基準）

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
種別	該当地域		
第1種区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域及び第2種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	区域区分が、第3種区域及び第4種区域である地域	65デシベル	60デシベル

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。